

佐賀型商工業者BCP策定支援補助金交付要綱

令和3年11月18日 制定
令和4年4月1日 一部改正

(趣旨)

第1条 知事は、令和3年8月豪雨により被災した県内の中小企業者等が行う事業継続計画（BCP）の策定に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。なお、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「令和3年8月豪雨」とは、令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和3年政令第279号）により指定された特定非常激甚災害をいう。
- 2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び都道府県商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく都道府県中小企業団体中央会をいう。
- 3 この要綱において「小規模事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する者及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する者をいう。
- 4 この要綱において、「中堅企業」とは、中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者をいう。
- 5 この要綱において、「みなし中堅企業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。
- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の中堅企業が所有している中小企業者
 - (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の中堅企業が所有している中小企業者
 - (3) 中堅企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める中小企業
- 6 この要綱において「中小企業者等」とは、第2項に規定する「中小企業者」、第3項に規定する「小規模事業者」、第4項に規定する「中堅企業」、第5項に規定する「みなし中堅企業」をいう。
- 7 この要綱において「事業継続計画（BCP）」とは、中小企業者等が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の被害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段等を取り決めた計画（中小企業庁が定める中小企業BCP策定運用指針（第2版）及びBCP様式類の基本コース以上の内容が網羅されている計画に限る。）をいう。
- 8 この要綱において「商工業者支援機関」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所であって、佐賀県の区域の一部を地区とするものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件のすべてを満たす者と

する。

- (1) 佐賀県内に事業所を置く中小企業者等であること。
 - (2) 令和3年8月豪雨により被災した者
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（同項第1号の料理店及び同項第5号のゲームセンターを除く。）及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を目的とした計画の策定を対象としたものでないこと。
 - (4) 県税を未納の者でないこと。
- 2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（補助対象経費及び補助率）

- 第4条 この補助金の補助対象となる経費は、中小企業者等がBCP策定に向けて専門家の助言を受けて行う事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）であって、知事が補助の対象としたものとする。
- 2 補助対象経費及び補助率は別表第一のとおりとする。
 - 3 消費税及び地方消費税並びに振込手数料は補助対象経費から除く。
 - 4 令和3年8月豪雨による災害発生以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

（補助金の交付申請）

- 第5条 規則第3条第1項の補助金交付申請書は、別記様式第1号によるものとし、知事が定める日までに提出しなければならない。その提出部数は1部とする。
- 2 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到着してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（補助金の交付決定）

- 第6条 知事は、規則第3条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、当該補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、令和3年8月豪雨による災害発生以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、県において写真や書類等による確認が可能であって、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

（補助金の交付の条件）

- 第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成27年10月2日付）に基づき、県内企業と契約するように努めること。
- (3) 補助事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業の内容等の変更)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表第二に定める軽微な変更該当する場合は、この限りでない。

- 一 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。
- 二 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、第1項の知事の承認について準用する。

(契約等)

第12条 補助事業者は、補助事業を遂行するための契約（以下「契約」という。）の締結に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

- 2 補助事業者は、契約（契約金額が100万円未満のものを除く。）の締結に当たり、佐賀県及び経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 3 知事は、補助事業者が前項の規定に違反して佐賀県及び経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、補助事業者に対し必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は、その求めに応じなければならない。
- 4 前3項の規定は、補助事業の一部を第三者に請け負わせ、若しくは委託し、又は共同して実施する場合について準用する。この場合において、第1項中「補助事業者」とあるのは「補助事業の一部を請け負い、若しくは受託し、又は共同して実施する者（以下「履行補助

者」という。)と、第2項及び第3項中「補助事業者」とあるのは「履行補助者」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは、速やかに別記様式第5号による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後（補助事業廃止の承認を受けたときを含む。）、知事が定める日までに実績報告書（別記様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、繰り下げることができる。

- (1) 補助事業実績書
- (2) 補助事業により策定した事業継続計画（BCP）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助事業実施期間内において県の会計年度が終了したときは、翌年度4月9日までに第1項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、規則第13条の規定に基づき、報告書等の書類の審査及び必要に応じて書類検査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条第1項の承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第17条 補助金は前条第1項に規定する交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 3 第2項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 知事は、第11条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、規則、本要綱又は法令、規則若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - 3 知事は、前項の規定による返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第16条第3項の規定は、第2項の補助金の返還について準用する。

(情報管理及び秘密保持)

- 第19条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- 2 補助事業者は、前項に規定する情報のうち中小企業者等その他の第三者の秘密情報（中小企業者等が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含む。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、又は漏えいをしてはならない。
 - 3 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に行わせる場合には、当該第三者にも前2項の規定を遵守させなければならない。この場合において、補助事業者又は当該第三者の役員又は従業員による情報漏えい行為は、補助事業者による違反行為とみなす。

(申請手続き)

第20条 補助事業者が行う、第5条に規定する交付申請、第10条第1項に規定する変更承認申請、第11条第1項に規定する中止（廃止）承認申請、第13条に規定する遅延等報告、第14条に規定する状況報告、第15条第1項に規定する実績報告、第17条第2項に規定する交付請求は、商工会・商工会議所を通じて行うものとする。

(その他必要な事項)

第21条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月18日から施行し、令和3年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

別表第一

補助対象経費	内 訳	補助率	上限額
委託料	中小企業診断士等へのBCP策定委託料等	1 中小企業者及び小規模企業者 補助対象経費の4分の3以内	75万円
講師謝金	外部から招聘する専門家等の講師謝金等		
講師旅費	講師依頼旅費		
研修費	BCP講習会等への参加費	2 中小企業者及び小規模企業者以外 補助対象経費の2分の1以内	

※1円未満切り捨て

別表第二

区 分	軽 微 な 変 更 の 内 容
経費の配分の変更	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費全体の30パーセント以内の減少となる変更を行う場合 別表第1に掲げる経費区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の30パーセント以内の経費を流用する場合
事業の内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

年 月 日

佐賀県知事 殿

（申請者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

令和3年度佐賀型商工業者BCP策定支援補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行いますので、佐賀県補助金等交付規則第3条第1項及び佐賀型商工業者BCP策定支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき補助金の交付を申請します。

なお、佐賀型商工業者BCP策定支援事業計画及び関係書類においては、不正や偽造がないことを申し添えます。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- | | | |
|---------------|---|-------------|
| （1）補助事業に要する経費 | 金 | 円 |
| （2）補助対象経費 | 金 | 円 |
| （3）補助金交付申請額 | 金 | 円（1円未満切り捨て） |

2 補助事業の目的及び内容

（別紙「佐賀型商工業者BCP策定支援事業計画」のとおり）

3 補助事業に要する経費の配分

（別紙「佐賀型商工業者BCP策定支援事業計画」のとおり）

4 補助事業完了予定期日

令和 年 月 日

佐賀型商工業者BCP策定支援事業計画

申請者					
名 称					
代 表 者	氏名		職名		年 齢 歳
住 所					
電話番号	()	FAX 番号	()		
メールアドレス					
業 種			設立年月日	年	月 日
法人・個人	法人 ・ 個人		従業員	人	
自社の状況					
事業の概要	(自社の事業の内容)				
	(外部環境・内部環境等の事業の現状など)				
想定される自然災害等の発生に際し、課題となる点					
策定する事業継続計画（BCP）について					
策定する事業継続計画（BCP）の内容					
事業実施期間	[開始予定日]		[終了予定日] ※支払行為まで完了していること		
	年	月	日	か ら	年 月 日
対象経費について	補助対象経費区分	事業に要する経費(税込み)	補助対象経費(A)(税抜き)	補助金申請額(A) × 3/4 以内	
	合計				

誓

約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社もしくは共同事業者の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

以上

佐賀県知事 様

所在地 _____

(フリガナ)
名称 _____

(フリガナ)
代表者氏名 _____
(自 署)

代表者生年月日 _____

※所在地は、法人の場合は事務所所在地、個人事業者の場合は自宅住所を記載してください。

※生年月日の年は和暦で記載してください。

年 月 日

佐賀県知事 殿

（申請者）
住 所
名称（氏名）
代表者職氏名

令和3年度佐賀型商工業者BCP策定支援補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、佐賀型商工業者BCP策定支援補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 補助金等交付申請額	金	円（1円未満切り捨て）
（前回までの申請額）	金	円）

2 計画変更の理由

添付書類

- 1 補助事業変更計画書
- 2 知事が必要と認める書類

年 月 日

佐賀県知事 殿

（申請者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

令和3年度佐賀型商工業者BCP策定支援補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業を
下記の理由により中止（廃止）したいので、佐賀型商工業者BCP策定支援補助金交付要綱第
11条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 事業の概要
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

別記様式第4号（第13条関係）

年 月 日

佐賀県知事 殿

（申請者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

令和3年度佐賀型商工業者BCP策定支援補助金遅延等報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった佐賀型商工業者BCP策定支援補助金交付要綱第13条の規定に基づき、補助事業の遅延（事故）について下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の概要
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 遅延（事故）の理由及び原因
- 4 遅延（事故）に係る金額 円
- 5 遅延（事故）に対してとった措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延又は事故の理由を立証する書類を添付すること。

別記様式第5号（第14条関係）

年 月 日

佐賀県知事 殿

（申請者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

令和3年度佐賀型商工業者BCP策定支援補助金状況報告書

佐賀型商工業者BCP策定支援補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の遂行状況
- 2 補助事業の完了予定日

別記様式第6号（第15条関係）

年 月 日

佐賀県知事 殿

（申請者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

令和3年度佐賀型商工業者BCP策定支援補助金実績報告書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業を完了（廃止）しましたので、佐賀県補助金等交付規則第12条及び佐賀型商工業者BCP策定支援補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき下記の書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 1 補助事業実績書
- 2 補助事業により策定したBCP
- 3 知事が必要と認める書類

別記様式第7号（第17条関係）

年 月 日

佐賀県知事 殿

（申請者）
住 所
名称（氏名）
代表者職氏名

令和3年度佐賀型商工業者BCP策定支援補助金請求書

令和 年 月 日付 第 号をもって額の確定通知があった上記補助金について、佐賀型商工業者BCP策定支援補助金交付要綱第17条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

口座振替先	金融機関名		支店名	
	預金種別	1 普通	2 当座	
	口座番号			
	口座名義			